

令和8年第4回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和8年3月23日(月)
15時30分～16時35分

出席委員

教育長	安原 敏 光
教育長職務代理者	小 野 武 也
委 員	京 楽 千恵美
委 員	蔭 地 美 紀
委 員	森 谷 浩

事務局

教育部長	石 原 洋
次長兼教育振興課長	景 山 泰 良
学校給食課長	紙 田 敬 久
学校教育課長	山 森 一 徳
次長兼生涯学習課長	門 康 樹
スポーツ振興課スポーツ振興係長	藤 本 学
文化課長	中 川 卓 司
書記 教育振興課総務企画係長	木 原 薫
書記 教育振興課専門員	大 下 有 子

議	題
三教委議第5号	三原市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（公開）
三教委議第6号	三原市学校運営協議会規則の一部改正について（公開）
三教委議第7号	三原市立学校管理規則の一部改正について（公開）
三教委議第8号	三原市立大和中学校寄宿舎設置及び管理条例施行規則の廃止について（公開）
三教委議第9号	学校医及び学校薬剤師の委嘱について（非公開）
三教委議第10号	三原市学校運営協議会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第11号	会計年度任用職員の任用について（非公開）
三教委議第12号	三原市教育委員会事務局職員の人事について（非公開）
三教委報第7号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 ただいまから、令和8年第4回定例教育委員会会議を始めます。

本日の議事録署名委員は、小野委員と京楽委員にお願いします。

それでは、令和8年第2回定例教育委員会会議及び第3回臨時教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いします。

書記（令和8年第2回定例教育委員会会議及び第3回臨時教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）

安原教育長 議事録を承認してよろしいでしょうか。

（一同承認）

安原教育長 議事録は承認されました。

安原教育長 それでは議事に入ります。

本日の議案・報告事項のうち、「三教委議第5号」から「第8号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同承認）

安原教育長 それでは、そのように取り扱います。

審議に入ります。それでは、「三教委議第5号」について、事務局から説明願います。

山森学校教育課長 9ページをご覧ください。三教委議第5号「三原市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の中ほどにも書いてありますが、次の10ページの新旧対照表をご覧ください。第3条の表の教育振興課の部施設系の項中、第8号を削り、同項第9号を第8号とし、同表学校教育課の部、学校経営系の項中第11号を削り、同項第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同項第12号の次に第13号として、業務量管理・健康確保措置実施計画に関することを加えるものです。提案理由は、大和中学校寄宿舎の廃止に伴う、所掌事務の廃止及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、教育委員会に対し、教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理その他健康・福祉を確保するための措置を実施するため、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定・公表することが義務付けられることを受け、所掌事務として加えるものでございます。よろしく願いいたします。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問・ご意見がありますか。

（なし）

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。

「三教委議第5号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

（異議なし）

安原教育長 全員賛成と認めます。

よって、「三教委議第5号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 続いて、「三教委議第6号」について、事務局から説明願います。

山森学校教育課長 11ページをご覧ください。三教委議第6号「三原市学校運営協議会規則の一部改正について」ご説明いたします。中身については、12ページの新旧対照表をご覧ください。第4条第5号を第6号とし、同条第4号の次に第5号として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関するものを加えるものでございます。

提案理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、校長が作成し、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたことによるものでございます。よろしくお願いたします。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問・ご意見がありますか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。

「三教委議第6号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。

よって、「三教委議第6号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 続いて、「三教委議第7号」について、事務局から説明願います。

山森学校教育課長 それでは、13ページをお開きください。三教委議第7号「三原市立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。15ページの新旧対照表をご覧ください。第2条の2第1項中「する」の次に「とともに、学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」を加え、同条に次の1項を加えております。併せて、同条に第3項として、第1項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、三原市教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならないを加えております。

また、第2条の4中三原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に改めております。さらに、第31条第2項中の「指導教諭」の次に「主務教諭」を加え、同条第5項を第6項とし、同条第4項の次に第5項として、主務教諭は、幼児、児童又は生徒の教育をつかさどり、命を受けて教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うとしております。

第31条に第7項として、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第5項の規定にかかわらず、幼児、児童若しくは生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う

主務教諭を置くことができるとし、第8項として、主務教諭を置くときは、教諭を置かないことができるを加えております。この規則は、令和8年4月1日から施行することとしております。

提案理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、学校評価に基づく改善措置の業務量管理・健康確保措置実施計画への適合が義務付けられたこと。また、組織的な学校等の運営及び指導の促進のため、任意設置である主務教諭が創設されたためでございます。よろしくお願いたします。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問・ご意見がありますか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。

「三教委議第7号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。

よって、「三教委議第7号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 続いて、「三教委議第8号」について、事務局から説明願います。

山森学校教育課長 17ページをご覧ください。三教委議第8号「三原市立大和中学校寄宿舎設置及び管理条例施行規則の廃止について」ご説明いたします。先の市議会で承認をいただきました三原市立大和中学校寄宿舎の設置及び管理条例の廃止に伴い、教育委員会で定める規則を廃止するため、この議案を提出するものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。よろしくお願いたします。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問・ご意見がありますか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。

「三教委議第8号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。

よって、「三教委議第8号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 ここからは非公開にて審議します。

(非公開案件審議)

三教委議第9号「学校医及び学校薬剤師の委嘱について」 原案どおり可決

三教委議第10号「三原市学校運営協議会委員の委嘱について」 原案どおり可決

三教委議第11号「会計年度任用職員の任用について」 原案どおり可決

三教委議第12号「三原市教育委員会事務局職員の人事について」 原案どおり可決

三教委報第7号「県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について」 承認

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で、本日の議事はすべて終了しました。
次回の定例教育委員会会議は、4月21日(火)9時00分から事前協議、10時00分
分から本会議を開催いたします。
他にないようでしたら、これで第4回定例教育委員会会議を閉会とします。

16時35分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____